

「地方消費税の税収配分シミュレーション」

～都道府県の産業連関表・県民経済計算に基づく
地方消費税マクロ税収配分方式シミュレーション～

神奈川県地方税制等研究会事務局

目 次

はじめに	1
第1章 産業連関表と県民経済計算	
1 産業連関表	
(1) 産業連関表の構成	3
(2) 産業連関表の見方	3
2 県民経済計算	
(1) 県民経済計算の基本的な考え方	4
(2) 産業連関表ベースの課税標準推計額を県民経済計算ベースに変換する理由 ..	5
第2章 具体的な分析方法	
1 地方消費税の課税標準額（LOCBASE）の構成	6
2 課税標準推計額の算定の概要（項目別）	6
3 準備作業	8
4 地方消費税の課税標準額の算定	
(1) 民間消費支出に関する課税標準推計額【CEBASE】	11
(2) 居住用住宅投資に関する課税標準推計額【HOUSINGBASE】	13
(3) 金融・保険業に関する課税標準推計額【FIBASE】	15
(4) 不動産業に関する課税標準推計額【RENTBASE】	17
(5) 教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額【EMWBASE】	19
(6) 公共部門に関する課税標準推計額【PSBBASE】	21
(7) 地方消費税の課税標準額【LOCBASE】の算出	23
（参考）	25

はじめに

地方消費税の税収配分は、マクロの指定統計に基づいて「各都道府県の消費に相当する額」に応じて清算されている。具体的には、「各都道府県の消費に相当する額」は、「商業統計」に基づく小売年間販売額と「サービス業基本統計」に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額（8分の6）、「国勢調査」に基づく人口（8分の1）、「事業所統計」に基づく従業者数（8分の1）により算出している。つまり、二つのマクロの指定統計によって最終消費額を直接把握し、そこで把握されない部分を人口及び従業者数によって代替することにより清算基準としている。

現行の清算基準については、

- ① 捕捉すべき最終消費額が除外されている（通信、政府部門など）
- ② 非課税部門の最終消費額が含まれている（住宅賃貸料、社会保障など）
- ③ 税が累積している非課税部門の仕入額が把握されていない
- ④ 税を帰属させるべき最終消費地における最終消費額が適切に把握されていない（最終消費額を「購入地」において把握している）

などの問題点が指摘されている。

これに対して、カナダの協調売上税（HST）では、精緻なマクロ税収配分方式を構築しており、仕向地原則に基づく消費型付加価値税の税収配分を実現している。HSTで採用されているマクロ税収配分方式では、各州が異なった税率で課税することが可能である州税部分（PVAT）と、一律の税率で課税される連邦部分（CVAT）を集計した全体の総税収が、PVATやCVATの税率、マクロの経済統計、税務統計等によって推計される按分比率に基づいて、連邦と加盟5州に配分されている。

このことを踏まえ、このシミュレーションでは、カナダのHSTで行われているマクロ税収配分方式に依拠した場合、わが国の地方消費税のマクロ税収配分がいかなる姿となるかを可能な限り正確に試算していく。具体的には、わが国で公表されている国又は都道府県の「産業連関表」及び「県民経済計算」等のマクロ統計を利用することによって、地方消費税の課税標準額の推計方法を示し、地方消費税の税収額をマクロ税収配分方式に基づいて各県に配分する方法を明らかにしていく。

なお、このシミュレーションにおいては、あるべき税収配分方式を検討するため、地方消費税の課税標準を「課税資産の譲渡の額」とする。

以下、カナダのHSTに依拠した場合の地方消費税の課税標準額の概略を述べる。

地方消費税の課税標準額は、課税部門の取引における最終需要額と税が累積している非課税部門の仕入額に大きく2つに区分される。

さらに最終需要額は、①民間最終消費支出に関する課税標準推計額（CEBASE）、②居住用住宅投資に関する課税標準推計額（HOUSINGBASE）の2

つに区分される。

また、非課税部門は、③金融・保険業に関する課税標準推計額（FIBASE）、④不動産に関する課税標準推計額（RENTBASE）、⑤教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額（EMWBASE）、⑥公共部門に関する課税標準推計額（PSBBASE）の4つに区分される。

現行の地方消費税(消費税)では、非課税制度が存在しており、非課税取引を行う業者が仕入の際に負担した地方消費税について仕入税額控除が認められていない。したがって、特定の取引が非課税となる場合、その商品生産に投入された仕入に係る税額は控除されず、税が累積しているため、仕入税額控除が不可能となる仕入額について別途算定を行う必要がある。

仕向地原則に基づき、精緻な地方消費税のマクロ税収配分を適切に行うためには、最終消費地に帰属する最終消費額の算定とそれに応じた税収配分が実施されなければならない。

産業連関表等を活用したマクロ税収配分方式では、上記①～⑥の課税標準推計額の算定が可能となる。したがって、地方消費税は各都道府県の課税標準推計額の合計額の全国シェアに応じて、各都道府県に配分されることとなる。

第1章 産業連関表と県民経済計算

1. 産業連関表

(1) 産業連関表の構造

地域経済を構成する各産業部門は、相互に網の目のように結びつきながら生産活動を行い、最終需要部門に対して必要な財・サービスの供給を行っている。

ある一つの産業部門は、他の産業部門から原材料や燃料等を購入（投入）し、これを加工（労働・資本等を投入）して別の財・サービスを生産する。そして、その財・サービスをさらに別の産業部門における生産の原材料等として、あるいは家計部門等の最終需要として販売する。このような「購入－生産－販売」という関係が連鎖的につながり、最終的には各産業部門から家計、政府、輸出などの最終需要部門に対して必要な財・サービスが供給されて、取引は終了する。

産業連関表は、このようにして、財・サービスが最終需要部門に至るまでに、各産業部門間でどのような投入・産出という取引過程を経て、生産・販売されたものであるのかを、一定期間にわたって記録し、その結果を行列の形で図1のように一覧表に取りまとめたものである。

(2) 産業連関表の見方

表を縦（列）方向に沿って見ると、各部門がそれぞれの財・サービスを生産する際に用いた原材料や燃料等、そして労働力への支払いや企業の利潤等の内訳が示されている。つまり、縦（列）方向はそれぞれの財・サービスの生産活動に要した費用の構成を表している。このうち、使用した原材料等のことを「中間投入」といい、これらを設備や労働力によって加工し、新たに付け加えた価値のことを「粗付加価値」という。

一方、表を横（行）方向に沿ってみると、各部門の財・サービスがどの部門でどのくらい使われたか、その販売先の内訳（販路構成）が示されている。このうち、各産業へ原材料等として販売されたものを「中間需要」といい、家計等で消費されたり、資本として投資されたものを「最終需要」という。

縦（列）方向から見た投入額の計（県内生産額）と、横（行）方向から見た産出額の計（県内生産額）とは、全ての部門において一致しており、この点が産業連関表の大きな特徴である。

これら産業連関表の縦・横の各部門の関係を式で表すと、次のとおりとなる。

- ① 県内生産額 = 中間投入額（D） + 粗付加価値額（E）
= 中間需要額（A） + 最終需要額（B） + 移輸入額（C）
 - ② 粗付加価値額（E） = 最終需要額（B） + 移輸入額（C）
 - ③ 中間投入額（D） = 中間需要額（A）
- } 各部門の合計値についてのみ成立

図1：産業連関表・生産者価格評価表（神奈川県HPより抜粋）

		中間需要				最終需要		（控除） 移輸入 C	県内 生産額 A+B+C
		01 農林水産業	02 鉱業	03 製造業	計 A	消 費	在 庫 出 移 輸 入 B		
中間投入 01 農林水産業 02 鉱業 03 製造業 〔供給される財・サービス〕 計 D		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">列↓</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-bottom: 10px;">原材料及び粗付加価値の構成（費用構成）（投入）</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-bottom: 10px;">行→</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生産物の販路構成（産出）</div> </div> </div>				※ 産業連関表は、生産者価格評価表、投入係数表、逆行列係数表の3種類の表があるが、本シミュレーションで産業連関表とは生産者価格評価表を指すこととする。			
								粗付加価値 雇 用 者 所 得 業 余 剰 資 本 減 耗 引 当 間 接 税 (控除) 経常補助金 計 E	
県内生産額 D+E									

2. 県民経済計算

(1) 県民経済計算の基本的な考え方

県民経済計算とは、一定期間（会計年度）の生産活動により、新たに生産された最終生産物の価値（付加価値）を金額で評価し、計量したものである。さらに、この生産活動に参加した労働や資本などの生産要素の所得（要素所得）となり、次いで、消費または投資などに支出される、という経済循環の態様を把握するものであり、国民経済計算（GDP統計）の都道府県版であると言える。

図2：産業連関表と県民経済計算の関係

産業連関表	県民経済計算
最終需要部門計〔家計外消費支出、民間消費、政府消費、固定資本形成、在庫純増、移輸出、（控除）移輸入〕	≒ 県内総支出
粗付加価値計〔家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、（控除）経常補助金〕	≒ 県内総生産
県内生産額〔内生部門計粗付加価値計、内生部門計最終需要部門計〕	≒ 生産者価格表示の産出額

(2) 産業連関表ベースの課税標準推計額を県民経済計算ベースに変換する理由

県民経済計算の推計方法が47都道府県間で概ね共通であるのに対し、産業連関表は部門分類数や、推計方法などが全国的に統一された取扱いとはなっていないため、都道府県比較を行うに当たっては、県民経済計算ベースに変換しなければならない。

そのため、産業連関表ベースで算定した課税標準額を用いて、課税比率などを求め、それを県民経済計算の該当項目の額に乗じて、県民経済計算ベースの課税標準額に変換する。

第2章 具体的な分析方法

1 地方消費税の課税標準額（LOCBASE）の構成

地方消費税の課税標準額は以下の6つの項目に区分され、これらを合計することによって、各県の課税標準額を算出することができる。

◆ 課税取引である最終需要項目

- ① 民間消費支出に関する課税標準推計額（CEBASE）
- ② 居住用住宅投資に関する課税標準推計額（HOUSINGBASE）

◆ 非課税部門であるため仕入額が課税標準となる項目

- ③ 金融・保険業に関する課税標準推計額（FIBASE）
- ④ 不動産業に関する課税標準推計額（RENTBASE）
- ⑤ 教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額（EMWBASE）
- ⑥ 公共部門に関する課税標準推計額（PSBBASE）

（※ 非課税取引の分類等については、（参考1）を参照。）

2 課税標準推計額の算定の概要（項目別）

① 民間最終消費支出に関する課税標準推計額（CEBASE）

産業連関表における民間消費支出額について、生産者価格から購入者価格に修正（マージンの調整）し、税抜後の価格に転換（ネットアプローチ）した上で、非課税部門の民間消費支出を課税標準額より控除し、課税比率を求める。この課税比率を、県民経済計算の最終家計支出の10分類ごとに乗じて得た数値を合算して算出する。

② 居住用住宅投資に関する課税標準推計額（HOUSINGBASE）

産業連関表の民間住宅投資額について、ネットアプローチを行った上で、非課税部門の居住用住宅投資額を課税標準額より控除し、課税比率を求め、これを県民経済計算の新築の居住用住宅投資額に乗じて算出する。

③ 金融・保険業に関する課税標準推計額（FIBASE）

産業連関表の中間投入額について、ネットアプローチを行った上で、仕入に係る課税比率と非課税仕入割合を乗じて、産業連関表ベースの金融・保険業において、仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出する。これに基づき、産業連関表ベースの金融・保険業に関する中間投入のうち仕入税額控除が否認される割合を求め、これを県民経済計算の中間投入額に乗じて算出する。

④ 不動産業に関する課税標準推計額（RENTBASE）

産業連関表の中間投入額について、ネットアプローチを行った上で、仕入に係

る課税比率と非課税仕入割合を乗じて、産業連関表ベースの不動産業において仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出する。これに基づき、産業連関表ベースの中間投入のうち仕入税額控除が否認される割合を求め、これを県民経済計算の中間投入額に乗じて算出する。

⑤ 教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額（EMWBASE）

産業連関表の中間投入額について、ネットアプローチを行った上で、仕入に係る課税比率を乗じて、産業連関表ベースの教育・医療・福祉等において仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出する。これに基づき、産業連関表ベースの中間投入のうち仕入税額控除が否認される割合を求め、これを県民経済計算の中間投入額に乗じて求める。

⑥ 公共部門に関する課税標準推計額（PSBBASE）

産業連関表の中間投入額及び国内総固定資本形成（公的）について、ネットアプローチを行った上で、仕入に係る課税比率を乗じて、産業連関表ベースの公務サービス及び一般政府の投資額において仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出する。これに基づき、産業連関表ベースの中間投入及び国内総固定資本形成のうち仕入税額控除が否認される割合を求め、これを県民経済計算の中間投入額及び総固定資本形成額（公的のうち一般政府）に乗じて算出する。

3 準備作業

(1) 各都道府県の産業連関表の中分類の部門分類数を108分類に修正する。

【ケースA】産業連関表の中分類の分類数が108部門より少ない場合

(例) 島根県(97)、京都府(97)、福井県(102)、愛媛県(106) など

平成17年 ○○県 産業連関表(106→108部門)分類表

106部門分類		108部門分類
001 耕種農業		001 耕種農業
002 畜産		002 畜産
003 農業サービス		003 農業サービス
004 林業		004 林業
005 漁業		005 漁業
・・・中略・・・		・・・中略・・・
024 合成樹脂		024 合成樹脂
025 化学繊維		025 化学繊維
026 医薬品		026 医薬品
027 化学最終製品(除026)		027 化学最終製品(除医薬品)
028 石油・石炭製品①	106分類では石油・石炭製品として一つの分類になっているのに対し、右記108分類ではこれを区分しているの、左記のとおり、石油石炭製品①②の項目を設け、108分類表に対応させる。	028 石油製品
石油・石炭製品②		029 石炭製品
029 プラスチック製品		030 プラスチック製品
・・・中略・・・		・・・中略・・・
066 公共事業		067 公共事業
067 その他の土木工事		068 その他の土木建設
068 電力・ガス・熱供給業①	106分類では電気・ガス・熱供給業として一つの分類になっているのに対し、右記108分類では電力とガス・熱供給業に区分しているの、左記のとおり電力・ガス・熱供給①②の項目を設け、108分類表に対応させる。	069 電力
電力・ガス・熱供給業②		070 ガス・熱供給業
069 水道		071 水道
・・・中略・・・		・・・中略・・・
105 事務用品		107 事務用品
106 分類不明 内生部門計		108 分類不明 内生部門計

○ 上記108分類に対応させた分類表を踏まえ、106分類を108分類に修正する

平成17年 ○○県 産業連関表(106→108部門)

追加

	001 耕種農業	002 畜産	・・・中略・・・	026 医薬品	027 化学原料製品(除026)	028 石油・石炭製品	029 石油・石炭製品②	030 プラスチック製品	031 ゴム製品
001 耕種農業	2,677	1,790		51	24	7	0	0	102
002 畜産	462	1,542		0	0	0	0	0	0
・・・中略・・・									
026 医薬品	0	436		925	5	0	0	0	0
027 化学最終製品(除026)	4,813	72		227	4,521	543	0	598	37
028 石油・石炭製品	1,668	45		32	774	17,436	0	749	18
追加 029 石油・石炭製品②	0	0		0	0	0	0	0	0
030 プラスチック製品	647	23		609	421	78	0	20,290	244
031 ゴム製品	189	12		25	7	6	0	54	266

- 石油・石炭製品②の項目を行・列ともに項目29として追加
 - 内訳については、項目28 石油石炭製品に含まれるので全て0(ゼロ) ※
 - 同様に、電力・ガス・熱供給業②についても行・列ともに項目70として追加
- (※) 内訳が全て0でも、項目が課税項目であればシミュレーションに影響を与えない。

【ケースB】産業連関表の中分類の分類数が108部門より多い場合

(例) 東京都(134)、愛知県(110)、宮城県(110)、静岡県(109)など

〇〇県 109部門		108部門	
001	耕種農業	001	耕種農業
002	畜産	002	畜産
003	農業サービス	003	農業サービス
004	林業	004	林業
005	漁業	005	漁業
・・・中略・・・			
035	陶磁器	035	陶磁器
036	その他の窯業・土石製品	036	その他の窯業・土石製品
037	鉄鉄・粗鋼	037	鉄鉄・粗鋼(鉄屑含む)
038	鉄屑		
039	鋼材	038	鋼材
040	鋳鍛造品	039	鋳鍛造品
041	その他の鉄鋼製品	040	その他の鉄鋼製品
042	非鉄金属製錬・精製	041	非鉄金属製錬・精製
043	非鉄金属加工製品	042	非鉄金属加工製品
044	建設・建築用金属製品	043	建設・建築用金属製品
045	その他の金属製品	044	その他の金属製品
・・・中略・・・			
106	洗濯・理容・美容・浴場業	105	洗濯・理容・美容・浴場業
107	その他の対個人サービス	106	その他の対個人サービス
108	事務用品	107	事務用品
109	分類不明	108	分類不明
110	内生部門計	109	内生部門計

左記109分類では、項目37鉄鋼・粗鋼と38鉄屑が区分されているのに対し、右記108分類では、鉄鋼・粗鋼(鉄屑含む)の1項目になっている。108分類にするため、項目37と38を合算して1項目にする。

○ 上記108分類に対応させた分類表を踏まえて、109分類を108分類に修正する

	削除										追加		
	001	002	003	004	005	006	036	037	038	37	38		
	耕種農業	畜産	農業サービス	林業	漁業	・・・中略・・・	その他の窯業・土石製品	鉄鉄・粗鋼	鉄屑	鉄鉄・粗鋼(鉄屑含む)	鋼材		
001	5,823	4,116	162	39	0		24	0	0	0	0	0	0
002	1,406	4,337	88	3	0		0	0	0	0	0	0	0
003	14,185	3,018	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
004	31	0	0	2,018	7		0	0	0	0	0	0	0
005	0	0	0	0	2,906		0	0	0	0	0	0	0
・・・中略・・・													
036	303	92	1	1	3		2,353	1	0	1	22		
037	0	0	0	0	0		0	16	0	15	8,898		
038	0	0	0	0	0		-1	2	0	2	-315		
37	0	0	0	0	0		-1	17	0	17	8,683		
38	17	0	0	0	8		130	0	0	0	17,123		

- ・ 新たな項目37鉄鋼・粗鋼(鉄屑含む)の行と列を追加する。
- ・ 項目37鉄鋼・粗鋼及び38鉄屑のデータを合算し、新たな項目37に移転する。
- ・ 項目37鉄鋼・粗鋼, 38鉄屑を削除する。

(2) (1)で108分類に修正した産業連関表を、県民経済計算の民間最終消費支出の10分類と対応させる。

- 「産業連関表作成基本要綱」及び「県民経済計算標準方式推計方法」に基づき、内訳項目を対応させる。(県民経済計算との分類対応が空白の産業連関表の項目は、対応なしとして取り扱う。)
- 今回のシミュレーションにおける産業連関表と県民経済計算との対応は以下のとおり。

※ 県民経済計算の民間最終消費支出の10分類

食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出

連関表 部門		県民経済計算との分類対応	連関表 部門		県民経済計算との分類対応
	計			計	
001	耕種農業	食料	055	半導体素子・集積回路	家具・家事用品
002	畜産	食料	056	その他の電子部品	家具・家事用品
003	農業サービス	その他の消費支出	057	乗用車	家具・家事用品
004	林業	その他の消費支出	058	その他の自動車	家具・家事用品
005	漁業	食料	059	自動車部品・同付属品	家具・家事用品
006	金属鉱物		060	船舶・同修理	家具・家事用品
007	非金属鉱物	その他の消費支出	061	その他の輸送機械・同修理	家具・家事用品
008	石炭・原油・天然ガス		062	精密機械	家具・家事用品
009	食料品	食料	063	その他の製造工業製品	家具・家事用品
010	飲料	食料	064	再生資源回収・加工処理	その他の消費支出
011	飼料・有機質肥料(除別掲)	食料	065	建築	
012	たばこ	食料	066	建設補修	
013	繊維工業製品	被服及び履物	067	公共事業	
014	衣服・その他の繊維既製品	被服及び履物	068	その他の土木建設	
015	製材・木製品	家具・家事用品	069	電力	光熱・水道
016	家具・装備品	家具・家事用品	070	ガス・熱供給	光熱・水道
017	パルプ・紙・板紙・加工紙	家具・家事用品	071	水道	光熱・水道
018	紙加工品	家具・家事用品	072	廃棄物処理	その他の消費支出
019	印刷・製版・製本	家具・家事用品	073	商業	その他の消費支出
020	化学肥料	家具・家事用品	074	金融・保険	その他の消費支出
021	無機化学工業製品	家具・家事用品	075	不動産仲介及び賃貸	住居
022	石油化学基礎製品		076	住宅賃貸料	住居
023	有機化学工業製品(除石油化学基礎製品)	家具・家事用品	077	住宅賃貸料(帰属家賃)	住居
024	合成樹脂		078	鉄道輸送	交通・通信
025	化学繊維		079	道路輸送	交通・通信
026	医薬品	保健医療	080	自家輸送	
027	化学最終製品(除医薬品)	家具・家事用品	081	水運	交通・通信
028	石油製品	交通・通信	082	航空輸送	交通・通信
029	石炭製品	家具・家事用品	083	貨物利用運送	交通・通信
030	プラスチック製品	家具・家事用品	084	倉庫	交通・通信
031	ゴム製品	家具・家事用品	085	運輸付帯サービス	交通・通信
032	なめし革・毛皮・同製品	被服及び履物	086	通信	交通・通信
033	ガラス・ガラス製品	家具・家事用品	087	放送	教養娯楽
034	セメント・セメント製品	家具・家事用品	088	情報サービス	教養娯楽
035	陶磁器	家具・家事用品	089	インターネット付随サービス	教養娯楽
036	その他の窯業・土石製品	家具・家事用品	090	映像・文字情報制作	教養娯楽
037	鉄鉄・粗鋼	家具・家事用品	091	公務	その他の消費支出
038	鋼材		092	教育	教育
039	鑄造品	家具・家事用品	093	研究	教育
040	その他の鉄鋼製品		094	医療・保健	保健医療
041	非鉄金属製錬・精製	家具・家事用品	095	社会保障	保健医療
042	非鉄金属加工製品	家具・家事用品	096	介護	保健医療
043	建設・建築用金属製品	家具・家事用品	097	その他の公共サービス	その他の消費支出
044	その他の金属製品	家具・家事用品	098	広告	その他の消費支出
045	一般産業機械	家具・家事用品	099	物品賃貸サービス	その他の消費支出
046	特殊産業機械	家具・家事用品	100	自動車・機械修理	その他の消費支出
047	その他の一般機器及び部品	家具・家事用品	101	その他の対事業所サービス	その他の消費支出
048	事務用・サービス用機器	家具・家事用品	102	娯楽サービス	教養娯楽
049	産業用電気機器	家具・家事用品	103	飲食店	食料
050	電子応用装置・電気計測器		104	宿泊業	教養娯楽
051	その他の電気機器	家具・家事用品	105	洗濯・理容・美容・浴場業	その他の消費支出
052	民生用電気機器	家具・家事用品	106	その他の対個人サービス	教養娯楽
053	通信機器・同関連機器	家具・家事用品	107	事務用品	
054	電子計算機・同付属装置	家具・家事用品	108	分類不明	

4 地方消費税の課税標準額の算定

(1) 民間消費支出に関する課税標準推計額【CEBASE】

(以下①～⑤は概略図の番号と対応)

① 購入者価格への移行

産業連関表データはマージン算入前の「生産者価格」であるのに対し、県民経済計算データはマージン算入後の「購入者価格」であるため、産業連関表の民間消費支出をマージン調整後の「購入者価格」(a)に修正する。

- ・ 生産者価格から購入者価格への修正については(参考2)を参照。
- ・ 産業連関表の民間消費支出のデータの引用については(参考3)を参照。

② 税抜価格への移行

手順①で「購入者価格」に修正した産業連関表・民間消費支出を税抜価格(N)に修正する。

$$(N) = \text{民間消費支出(購入者価格)} \times \frac{1}{(1 + \alpha)}$$

[α (税率)=0.05(消費税の課税部門)または0(消費税の非課税部門)]

- ・ 消費税の非課税部門については(参考4)を参照。

③ 課税部門における民間消費支出の算出(非課税部門の控除)

非課税部門の民間消費支出額を課税標準推計額から控除するため、(N)に課税比率(τ)を乗じて、(b)とする。

$$(b) = (N) \times (\tau) \quad [\tau = 1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門)}]$$

④ 課税比率の算出

(a)及び(b)を、県民経済計算・家計最終消費支出の10分類と対応させた上で、各分類の合計額を算出する。産業連関表ベースの課税比率[民間消費支出のうち消費税が賦課されている割合](b/a)を県民経済計算10分類(a食料～jその他の消費支出)ごとに算出する。

- ・ 県民経済計算の民間消費支出10分類のデータの引用については(参考5)を参照。

$$\text{産業連関表ベースの課税比率} = (b) / (a)$$

⑤ 課税標準推計額の算出

県民経済計算・家計最終消費支出10分類ごとに、④の産業連関表ベースの課税比率を乗じた上で、これらを合算して、県民経済計算ベースの民間消費支出に関する課税標準推計額を算出する。

$$\text{民間消費支出に関する課税標準推計額【CEBASE】} \\ = \{ \text{県民経済計算10分類の民間消費支出(C)} \times \text{課税比率(b/a)} \} \text{の産業部門ごとの和}$$

- ・ 推計の具体例については(参考6)を参照。

○ CEBASE概略図

産業連関表の108分類について県民経済計算の10分類と対応させる

県産業連関表
民間消費支出
(108分類調整後)

①商業・運輸
マージンを
算入

②税抜価格
に修正

③非課税
を控除

連関表 部門	県民経済計算との分類対応	生産者価格	購入者価格 (a)	税率	(N)	τ	(b)
計		22,286,724	22,286,724		21,591,955		13,895,391
001 耕種農業	食料	188,289	344,264	0.05	327,870	1	327,870
002 畜産	食料	14,754	23,181	0.05	22,077	1	22,077
003 農業サービス	その他の消費支出	26,161	26,161	0.05	24,916	1	24,916
004 林業	その他の消費支出	11,538	19,028	0.05	18,122	1	18,122
005 漁業	食料	22,709	47,001	0.05	44,763	1	44,763
006 金属鉱物		0	0	0.05	0	1	0
007 非金属鉱物	その他の消費支出	5	5	0.05	5	1	5
008 石炭・原油・天然ガス		0	0	0.05	0	1	0
009 食料品	食料	1,295,663	2,110,841	0.05	2,010,325	1	2,010,325
010 飲料	食料	448,692	744,043	0.05	708,612	1	708,612
011 飼料・有機質肥料	食料	16,703	52,232	0.05	49,744	1	49,744
012 たばこ	食料	211,158	286,498	0.05	272,855	1	272,855
013 繊維工業製品	被服及び履物	10,468	18,641	0.05	17,753	1	17,753
014 衣服・その他の繊維	被服及び履物	288,356	638,489	0.05	608,085	1	608,085
015 製材・木製品	家具・家事用品	3,402	6,963	0.05	6,631	1	6,631
016 家具・装備品	家具・家事用品	17,383	38,602	0.05	36,763	1	36,763
017 パルプ・紙・板紙	家具・家事用品	4,108	-9,457	0.05	-9,007	1	-9,007

(中略)

096 介護	保健医療	34,852	34,852	0.00	34,852	0	0
097 その他の公共サービス	その他の消費支出	196,179	196,179	0.00	196,179	0	0
098 広告	その他の消費支出	380	380	0.05	362	1	362
099 物品賃貸サービス	その他の消費支出	57,457	57,457	0.05	54,721	1	54,721
100 自動車・機械修理	その他の消費支出	201,554	201,554	0.05	191,956	1	191,956
101 その他の対事業所サービス	その他の消費支出	78,570	92,017	0.05	87,635	1	87,635
102 娯楽サービス	教養娯楽	695,922	695,922	0.05	662,782	1	662,782
103 飲食店	食料	1,315,711	1,315,711	0.05	1,253,058	1	1,253,058
104 宿泊業	教養娯楽	451,349	451,349	0.05	429,856	1	429,856
105 洗濯・理容・美容	その他の消費支出	420,384	420,384	0.05	400,365	1	400,365
106 その他の対個人サービス	教養娯楽	574,308	574,308	0.05	546,960	1	546,960
107 事務用品		0	0	0.05	0	1	0
108 分類不明		0	0	0.05	0	1	0

④産業連関表の(a)及び(b)について県民経済計算の家計最終消費支出の10分類ごとに集計

④(a)(b)より課税比率を求め

県民経済計算
民間最終消費
支出(10分類)

⑤県民経済計算の額に課税比率を乗じて10分類ごとの課税標準推計額を算出

県民経済計算の分類	(b)	県民経済計算の分類に対応した購入者価格 (a)	県民経済計算の額 (c)	$C \times (b/a)$
計	13,895,391	22,286,724	19,344,546	11,043,144
a 食料	4,689,305	4,923,771	3,908,414	3,722,299
b 住居	0	5,285,704	5,538,350	0
c 光熱・水道	637,907	669,802	795,113	757,250
d 家具・家事用品	2,712,725	2,848,362	455,342	433,659
e 被服及び履物	763,908	802,103	845,164	804,918
f 保健医療	81,523	794,912	709,274	72,740
g 交通・通信	2,045,836	2,148,128	2,121,107	2,020,102
h 教育	6,170	592,810	418,241	4,353
i 教養娯楽	2,093,171	2,197,829	2,441,134	2,324,890
j その他の消費支出	864,846	2,023,303	2,112,407	902,933

CEBASE

(2) 居住用住宅投資に関する課税標準推計額【HOUSINGBASE】

(以下①～③は概略図の番号と対応)

① 税抜価格への移行

新築の居住用住宅投資額である県内総固定資本形成(民間)(a)を税抜価格(H)に修正する。

$$(H) = \text{県内総固定資本形成(民間)} \times \frac{1}{(1+\alpha)}$$

[$\alpha=0.05$ (消費税の課税部門) または 0 (消費税の非課税部門)]

- ・ 土地・建物に対する一般的な付加価値税の取扱いについては(参考7)を参照。
- ・ 産業連関表・県内総固定資本形成のデータの引用については(参考8)を参照。

② 課税部門における居住用住宅投資額の算出(非課税部門の控除)

非課税部門の民間住宅投資額を課税標準推計額から控除するため、(H)に課税比率(τ)を乗じて(b)とする。

$$(b) \text{ [(a) から非課税適用の民間住宅投資額を控除した額]}$$
$$= (H) \times (\tau) \text{ [} \tau = 1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門)]}$$

③ 課税比率及び課税標準推計額の算出

(b)を(a)で除して課税比率を求め、これを県民経済計算より得られる新築の居住用住宅投資額に乗じて、居住用住宅投資に関する課税標準推計額【HOUSINGBASE】を算出する。

$$\text{課税比率} = \frac{(b)}{(a)}$$

居住用住宅投資に関する課税標準推計額【HOUSINGBASE】

$$= \text{新築の居住用住宅投資 [県民経済計算・総固定資本形成うち民間住宅 (h)]}$$
$$\times \text{課税比率 (b/a)}$$

- ・ 新築の居住用住宅投資額(県民経済計算・総固定資本形成うち民間住宅)のみが課税標準として算入される理由については(参考9)を参照。
- ・ 県民経済計算・総固定資本形成うち民間住宅のデータの引用については(参考10)を参照。

○ HOUSINGBASE概略図



(中略)

088 情報サービス	423,929	0.05	403,742	1	403,742
089 インターネット付随サービス	0	0.05	0	1	0
090 映像・文字情報制作	4,060	0.05	3,866	1	3,866
091 公務	0	0.00	0	0	0
092 教育	0	0.00	0	0	0
093 研究	0	0.05	0	1	0
094 医療・保健	0	0.00	0	0	0
095 社会保障	0	0.00	0	0	0
096 介護	0	0.00	0	0	0
097 その他の公共サービス	0	0.00	0	0	0
098 広告	0	0.05	0	1	0
099 物品賃貸サービス	0	0.05	0	1	0
100 自動車・機械修理	0	0.05	0	1	0
101 その他の対事業所サービス	179,978	0.05	171,407	1	171,407
102 娯楽サービス	0	0.05	0	1	0
103 飲食店	0	0.05	0	1	0
104 宿泊業	0	0.05	0	1	0
105 洗濯・理容・美容・浴場業	0	0.05	0	1	0
106 その他の対個人サービス	0	0.05	0	1	0
107 事務用品	0	0.05	0	1	0
108 分類不明	0	0.05	0	1	0

(3) 金融・保険業に関する課税標準推計額【FIBASE】(①～④は概略図の番号と対応)

① 産業連関表の金融・保険業に係る中間投入額(仕入額)を税抜価格(F)に修正

$$(F) = \text{産業連関表の金融・保険業に係る中間投入額} \times \frac{1}{(1 + \alpha)}$$

〔 $\alpha = 0.05$ (消費税の課税部門) または 0 (消費税の非課税部門) 〕

- 産業連関表の中間投入額については(参考11)、金融・保険業に係る中間投入額のデータの引用については(参考12)を参照。

② 中間投入額(仕入額)から非課税部門の控除

(F)に、仕入に係る課税比率(TX)を乗じて(b)とし、金融・保険業において、中間投入額のどのくらいの割合が消費税を賦課されているのかを求める。

$$(b) = (F) \times (TX)$$
$$TX = 1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門)}$$

- 金融機関における課税標準については(参考13)を参照。

③ 非課税仕入割合(EX)の算出〔一括比例配分方式による〕

国民経済計算データにおける金融・保険業の国内生産額に占める帰属利子の割合を用いて算出する。

$$EX = \frac{\text{〔国民経済計算〕 帰属利子に係る中間投入}}{\text{〔国民経済計算(名目)〕 金融・保険業に係る国内総生産}}$$

- 非課税仕入割合と一括比例配分方式については(参考14)、課税比率(TX)と非課税仕入割合(EX)については(参考15)を参照。
- 国民経済計算のデータの引用については(参考16)を参照。

④ 課税標準推計額の算出

(b)に(EX)を乗じ、産業連関表ベースの仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出した上で、産業連関表の金融・保険業の中間投入額を、県民経済計算ベースに変換し、金融・保険業に関する課税標準推計額を算出する。

$$\begin{aligned} & \text{金融・保険業において仕入税額控除が否認される課税標準推計額 (産業連関表ベース)} \\ & = (b) \times (EX) \\ & \text{金融・保険業に関する課税標準推計額 (県民経済計算ベース)} \\ & = \text{産業連関表ベースの課税標準推計額} [(b) \times (EX)] \\ & \quad \div \text{産業連関表の中間投入額} \times \text{県民経済計算の金融・保険業中間投入額} \end{aligned}$$

- 県民経済計算・金融保険業の中間投入の引用データについては(参考17)を参照。

○ F I B A S E概略図



	産業部門	連関表 中間投入	税率	(F)	TX	(b) (= F × TX)
	計	711,508		689,193		446,306
001	耕種農業	0	0.05	0	1	0
002	畜産	0	0.05	0	1	0
003	農業サービス	0	0.05	0	1	0
004	林業	0	0.05	0	1	0
005	漁業	0	0.05	0	1	0
006	金属鉱物	0	0.05	0	1	0
007	非金属鉱物	0	0.05	0	1	0
008	石炭・原油・天然ガス	0	0.05	0	1	0
009	食料品	0	0.05	0	1	0
010	飲料	0	0.05	0	1	0
011	飼料・有機質肥料(除別掲)	0	0.05	0	1	0
012	たばこ	0	0.05	0	1	0
013	繊維工業製品	17	0.05	16	1	16

(中略)

091	公務	0	0.00	0	0	0
092	教育	462	0.00	462	0	0
093	研究	475	0.05	452	1	452
094	医療・保健	57	0.00	57	0	0
095	社会保障	0	0.00	0	0	0
096	介護	0	0.00	0	0	0
097	その他の公共サービス	5,309	0.00	5,309	0	0
098	広告	65,057	0.05	61,959	1	61,959
099	物品賃貸サービス	46,089	0.05	43,894	1	43,894
100	自動車・機械修理	5,720	0.05	5,448	1	5,448
101	その他の対事業所サービス	107,090	0.05	101,991	1	101,991
102	娯楽サービス	0	0.05	0	1	0
103	飲食店	0	0.05	0	1	0
104	宿泊業	0	0.05	0	1	0
105	洗濯・理容・美容・浴場業	172	0.05	164	1	164
106	その他の対個人サービス	349	0.05	332	1	332
107	事務用品	7,177	0.05	6,835	1	6,835
108	分類不明	6,638	0.05	6,322	1	6,322

③ EX	0.678
金融・保険業	34,317
帰属利子	23,260

課税標準推計額 (産業連関表ベース) (b) × (EX)	302,504
-------------------------------------	---------

県民経済計算
金融・保険業中間投入額
H19年度(百万円)

667,230

国民経済計算の金融・保険業の国内生産額に占める帰属家賃の割合

④ F I B A S E = 産業連関表による課税
標準推計額 [(b) × (EX)] ÷ 産業連
関表の中間投入額 × 県民経済計算の金
融・保険業中間投入額

283,678

(4) 不動産業に関する課税標準推計額【RENTBASE】(以下①～④は概略図と対応)

① 産業連関表の不動産業に係る中間投入額を税抜価格(R)に修正

$$(R) = \text{産業連関表の不動産業に係る中間投入額 (a)} \times \frac{1}{(1 + \alpha)}$$

〔 $\alpha = 0.05$ (消費税の課税部門) または 0 (消費税の非課税部門) 〕

- ・ 不動産業の中間投入額として、108分類後の産業連関表の不動産業の中間投入額(不動産仲介・賃貸業及び住宅賃貸業)を用いる。不動産業に関する課税標準推計額については(参考18)を、データの引用については(参考19)を参照。

② 中間投入額(仕入額)から非課税部門の控除

(R)に、仕入に係る課税比率(TX)を乗じて(b)とし、不動産業において、中間投入額のどのくらいの割合が消費税を賦課されているのかを求める。

$$(b) = (R) \times (TX) \quad [TX = 1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門) 〕$$

③ 不動産業の非課税仕入割合(EX)の算出〔一括比例配分方式による〕

不動産業の国内生産額に対する、不動産仲介・管理業及び住宅賃貸業の生産額を用いて算出する。

$$EX = \frac{\text{〔全国版・産業連関表〕不動産仲介・管理業及び住宅賃貸業の生産額}}{\text{〔全国版・産業連関表〕不動産業の国内生産額 (付加価値)}}$$

- ・ EXのデータの引用については(参考20)を参照。

④ 課税標準推計額の算出

(b)にEXを乗じ、仕入税額控除が否認される産業連関表ベースの課税標準推計額を算出した上で、産業連関表の不動産業の中間投入額を県民経済計算ベースに変換し、不動産業に関する課税標準推計額を算出する。

$$\text{不動産業における仕入税額控除が否認される課税標準推計額 (産業連関表ベース)} \\ = (b) \times (EX)$$

$$\text{不動産業に関する課税標準推計額 (県民経済計算ベース)} \\ = \text{県民経済計算の不動産業中間投入額} \times \frac{(b) \times (EX)}{(a)}$$

- ・ 県民経済計算・不動産業の中間投入の引用データについては(参考21)を参照。

○ RENTBASE概略図

県産業連関表 不動産業中間投入
不動産仲介及び賃貸+住宅賃貸料
(108分類整後) (a)

①税抜価格
に修正

②非課税
を控除

	産業部門	不動産仲介及 び賃貸	住宅賃貸料	計	税率	(R)	TX	(b) (=R×TX)
	計	171,697	178,363	350,061		340,217		196,882
001	耕種農業	3	1	3	0.05	3	1	3
002	畜産	0	0	0	0.05	0	1	0
003	農業サービス	0	0	0	0.05	0	1	0
004	林業	0	0	0	0.05	0	1	0
005	漁業	0	0	0	0.05	0	1	0
006	金属鉱物	0	0	0	0.05	0	1	0
007	非金属鉱物	0	0	0	0.05	0	1	0
008	石炭・原油・天然ガス	0	0	0	0.05	0	1	0
009	食料品	0	0	0	0.05	0	1	0
010	飲料	0	0	0	0.05	0	1	0
011	飼料・有機質肥料(除別掲)	0	0	0	0.05	0	1	0
012	たばこ	0	0	0	0.05	0	1	0
013	繊維工業製品	1	2	3	0.05	3	1	3
014	衣服・その他の繊維既製品	106	13	119	0.05	113	1	113
015	製材・木製品	0	2	3	0.05	2	1	2
016	家具・装備品	355	1,217	1,571	0.05	1,497	1	1,497
017	パルプ・紙・板紙・加工紙	0	0	0	0.05	0	1	0
018	紙加工品	30	0	30	0.05	29	1	29

(中略)

097	その他の公共サービス	608	1,102	1,710	0.00	1,710	0	0
098	広告	12,719	8,023	20,742	0.05	19,754	1	19,754
099	物品賃貸サービス	1,521	605	2,126	0.05	2,025	1	2,025
100	自動車・機械修理	138	196	333	0.05	318	1	318
101	その他の対事業所サービス	47,594	37,600	85,194	0.05	81,137	1	81,137
102	娯楽サービス	0	0	0	0.05	0	1	0
103	飲食店	0	0	0	0.05	0	1	0
104	宿泊業	0	0	0	0.05	0	1	0
105	洗濯・理容・美容・浴場業	37	26	62	0.05	59	1	59
106	その他の対個人サービス	1,913	883	2,796	0.05	2,663	1	2,663
107	事務用品	925	421	1,345	0.05	1,281	1	1,281
108	分類不明	5,967	6,266	12,233	0.05	11,650	1	11,650

③ EX
0.745

課税標準推計額 (産業連関表ベース) (b) × (EX)
146,723

県民経済計算
不動産業中間投入額

H19年度(百万円)

578,179

17年全国連関表

i + ii + iii	計	20,527,116
i + iii	不動産仲介・管理業および住宅賃貸業	15,297,504
i	不動産仲介・管理業	3,367,713
ii	不動産賃貸業	5,229,612
iii	住宅賃貸業	11,929,791

180,597

④ RENTBASE

= 県民経済計算・不動産業中間投入額
× [産業連関表ベースの課税標準推計額
(b) × (EX) ÷ 産業連関表・不動産業
の中間投入(a)]

※ EX = i + iii / i + ii + iii

・ 不動産業の国内生産額(付加価値)に対する
不動産仲介・管理業および住宅賃貸業の生産額の割合

(5) 教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額【EMWBASE】

(以下①～③は概略図の番号と対応)

① 産業連関表の教育・医療・福祉等の中間投入額 [(B)～(E)の和] を税抜価格 (EM) に修正

$$(EM) = \text{産業連関表の教育・医療・福祉等の中間投入額 (B)～(E)の和} \times \frac{1}{(1+\alpha)}$$

〔 $\alpha=0.05$ (消費税の課税部門) または 0 (消費税の非課税部門) 〕

・ 産業連関表の教育・医療・福祉等の中間投入額を用いる。データの引用については (参考22) を参照。

② 中間投入額 (仕入額) から非課税部門の控除

(EM) に、仕入に係る課税比率 (TX) を乗じて (b) とし、教育・医療・福祉等において、中間投入額のどのくらいの割合が消費税を賦課されているのかを求める。

$$(b) = (EM) \times (TX) \quad [TX=1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門) 〕}$$

③ 課税標準推計額の算出

産業連関表ベースの仕入税額控除が否認される課税標準推計額を算出し、これによりサービス産業に占める、県民経済計算のサービス業中間投入額に教育・医療・福祉等の仕入割合を乗じて県民経済計算ベースに変換し、教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額を算出する。

$$\begin{aligned} & \text{サービス業における仕入税額控除が否認される課税標準推計額 (産業連関表ベース)} \\ & = \text{教育・医療・福祉等に関する仕入額 (EM)} \times \text{仕入に係る課税比率 (TX)} \\ & \quad (\times \text{非課税仕入割合 (EX) [1]}) = (b) \\ \\ & \text{教育・医療・福祉等に関する課税標準推計額 (県民経済計算ベース) 【EMWBASE】} \\ & \quad (b) \\ & = \text{県民経済計算・サービス業に係る中間投入額} \times \frac{\quad}{(A)} \end{aligned}$$

・ サービス (A) は、「産業連関表の統合中分類 (108分類)」における、092教育から106その他の対個人サービスまでの和を表す。

・ 県民経済計算・サービス産業に係る中間投入のデータの引用については (参考23) を参照。

・ 非課税割合 $EX=1$ について

消費税では、政策的配慮によって教育・医療・福祉等のほとんどは非課税取引とされている。このため、教育・医療・福祉等における仕入は全て非課税仕入とみなし、非課税割合 EX は 1 として推計した。厳密には、教育・医療・福祉等でも市場取引に準じた取引が行われており、課税取引となる部分が存在するが、これらを区分した統計データを利用することができないので、非課税割合を 1 としている。

(課税取引の例) 学校法人における収益的事業など。

○ EMWBASE概略図

県産業連関表
サービス業に
関する中間投入
の和(108分類
調整後)

県産業連関表
教育・医療・福祉等に
関する中間投入
(108分類調整後)

①税抜価格
に修正

②非課税
を控除

産業部門	サービス (A)	教育 (B)	医療・保健 (C)	社会保障 (D)	介護 (E)	連関表中間 投入の和 (B~E)	税率	EM	TX	(b) (=EM×TX)
計	4,878,372	224,388	939,206	88,547	88,464	1,340,604		1,283,628		1,139,524
001 耕種農業	43,001	124	2,984	1,888	2,544	7,540	0.05	7,181	1	7,181
002 畜産	13,385	3	480	335	542	1,359	0.05	1,294	1	1,294
003 農業サービス	916	443	0	0	0	443	0.05	422	1	422
004 林業	3,143	0	34	82	123	240	0.05	228	1	228
005 漁業	22,344	0	1,080	783	1,281	3,144	0.05	2,994	1	2,994
006 金属鉱物	0	0	0	0	0	0	0.05	0	1	0
007 非金属鉱物	-68	0	0	0	0	0	0.05	0	1	0
008 石炭・原油・天然ガス	761	52	14	5	4	74	0.05	71	1	71
009 食料品	275,454	23	12,154	8,059	12,527	32,763	0.05	31,203	1	31,203
010 飲料	118,491	0	1,851	1,301	2,012	5,164	0.05	4,918	1	4,918
011 飼料・有機質肥料(除別掲)	4,716	181	83	14	4	283	0.05	269	1	269
012 たばこ	0	0	0	0	0	0	0.05	0	1	0
013 繊維工業製品	6,441	21	2,856	378	584	3,839	0.05	3,656	1	3,656
014 衣服・その他の繊維野製品	24,412	295	3,024	1,395	810	5,524	0.05	5,261	1	5,261
015 製材・木製品	2,514	0	20	3	3	26	0.05	24	1	24

(中略)

090 画像・文字情報制作	117,455	11,835	6,645	1,851	323	20,653	0.05	19,670	1	19,670
091 公務	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
092 教育	4,225	2	343	11	11	367	0.00	367	0	0
093 研究	11,348	0	0	29	26	55	0.05	52	1	52
094 医療・保健	51,448	4	50,528	151	530	51,214	0.00	51,214	0	0
095 社会保障	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
096 介護	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
097 その他の公共サービス	28,745	943	3,205	7	156	4,311	0.00	4,311	0	0
098 広告	90,094	7,422	4,352	271	502	12,547	0.05	11,949	1	11,949
099 物品賃貸サービス	141,747	7,874	20,736	2,355	5,492	36,457	0.05	34,721	1	34,721
100 自動車・機械修理	100,305	6,007	4,912	1,449	824	13,192	0.05	12,564	1	12,564
101 その他の対事業所サービス	422,134	30,671	71,709	7,158	6,595	116,134	0.05	110,604	1	110,604
102 娯楽サービス	10,104	135	0	0	0	135	0.05	129	1	129
103 飲食店	0	0	0	0	0	0	0.05	0	1	0
104 宿泊業	0	0	0	0	0	0	0.05	0	1	0
105 洗濯・理容・美容・浴場業	56,342	178	27,597	4,254	4,278	36,308	0.05	34,579	1	34,579
106 その他の対個人サービス	20,094	624	1,317	65	112	2,118	0.05	2,017	1	2,017
107 事務用品	36,029	2,550	3,597	1,138	1,833	9,118	0.05	8,684	1	8,684
108 分類不明	98,557	11,419	5,667	1,634	1,146	19,866	0.05	18,920	1	18,920

③EMWBASE

= 県民経済計算・サービス業に係る中間投入額 × 教育・医療・福祉等の仕入割合 [(b) ÷ (A)]

1,222,487

県民経済計算

サービス業中間投入額

H19年度 (百万円)

5,233,542

(6) 公共部門に関する課税標準推計額【PSBBASE】（以下①～③は概略図と対応）

① 税抜価格への修正

一般政府の公務サービスの間接投入額として産業連関表・公務部門の間接投入額を、一般政府の投資額として産業連関表・県内総固定資本形成（公的）を用い、それぞれ税抜価格（P）、（V）に修正

$$(P) = \text{公務部門の間接投入額} \times \frac{1}{(1 + \alpha)}$$

$$(V) = \text{県内総固定資本形成(公的)} \times \frac{1}{(1 + \alpha)}$$

〔 $\alpha = 0.05$ （消費税の課税部門）または0（消費税の非課税部門）〕

- ・ 一般政府の公務サービスに係る仕入額の取扱いは(参考24)、データの引用については(参考25)を参照

② 中間投入額（仕入額）及び投資額から非課税部門の控除

（P）及び（V）に中間投入における課税比率（TX）をそれぞれ乗じた上で合算し、公共部門において中間投入額（仕入額）及び投資額のどのくらいの割合が消費税を賦課されているのかを求める。

$$b1 = (P) \times (TX)$$

$$b2 = (V) \times (TX) \quad [TX = 1 \text{ (消費税の課税部門) または } 0 \text{ (消費税の非課税部門)}]$$

③ 課税標準推計額の算出

県民経済計算の政府サービス生産者うち公務中間投入額及び総固定資本形成うち公的うち一般政府に、産業連関表より求めた課税比率をそれぞれ乗じて県民経済計算ベースに変換し、公共部門に関する課税標準推計額を算出する。

$$\begin{aligned} & \text{公共部門における課税標準推計額(県民経済計算ベース)} \\ & = \text{県民経済計算・政府サービス生産者うち公務中間投入額} \times \frac{b1}{\text{産業連関表「公務」中間投入}} \\ & + \text{県民経済計算・総固定資本形成うち公的うち一般政府} \times \frac{b2}{\text{産業連関表・国内総固定資本形成(公的)}} \end{aligned}$$

- ・ 県民経済計算に係る引用データについては、(参考26)を参照。

○ PSBBASE概略図

県産業連関表
公務に関する
中間投入(108
分類調整後)

県産業連関表
県内総固定資本
形成(公的)
(108分類調整後)

①税抜価格
に修正

②(P)(V)に
ついて、それぞれ
非課税を控除した
上で、合計する

	公務 (中間投入)	公的 資本形成	税率	P	V	TX	P×TX+ V×TX
計	332,392	897,552		317,583	854,811		1,150,974
001 耕種農業	41	0	0.05	39	0	1	39
002 畜産	3	0	0.05	2	0	1	2
003 農業サービス	0	0	0.05	0	0	1	0
004 林業	5	0	0.05	5	0	1	5
005 漁業	10	0	0.05	9	0	1	9
006 金属鉱物	0	0	0.05	0	0	1	0
007 非金属鉱物	11	0	0.05	10	0	1	10
008 石炭・原油・天然ガス	1	0	0.05	1	0	1	1
009 食料品	243	0	0.05	232	0	1	232
010 飲料	15	0	0.05	14	0	1	14
011 飼料・有機質肥料(除別掲)	0	0	0.05	0	0	1	0
012 たばこ	0	0	0.05	0	0	1	0
013 繊維工業製品	109	34	0.05	104	32	1	136
014 衣服・その他の繊維既製品	3,444	0	0.05	3,280	0	1	3,280
015 製材・木製品	46	54	0.05	44	51	1	95

(中略)

090 映像・文字情報制作	10,209	0	0.05	9,723	0	1	9,723
091 公務	0	0	0.00	0	0	0	0
092 教育	41	0	0.00	41	0	0	0
093 研究	134	0	0.05	127	0	1	127
094 医療・保健	10	0	0.00	10	0	0	0
095 社会保障	0	0	0.00	0	0	0	0
096 介護	0	0	0.00	0	0	0	0
097 その他の公共サービス	7	0	0.00	7	0	0	0
098 広告	1,528	0	0.05	1,455	0	1	1,455
099 物品賃貸サービス	26,343	0	0.05	25,088	0	1	25,088
100 自動車・機械修理	5,530	0	0.05	5,267	0	1	5,267
101 その他の対事業所サービス	38,372	34,428	0.05	36,545	32,789	1	69,333
102 娯楽サービス	0	0	0.05	0	0	1	0
103 飲食店	0	0	0.05	0	0	1	0
104 宿泊業	0	0	0.05	0	0	1	0
105 洗濯・理容・美容・浴場業	160	0	0.05	152	0	1	152
106 その他の対個人サービス	561	0	0.05	534	0	1	534
107 事務用品	2,658	0	0.05	2,532	0	1	2,532
108 分類不明	442	0	0.05	421	0	1	421

③PSBBASE

＝(県民経済計算・政府サービス生産者うち公務中間投入額)×(仕入額に関する課税比率)＋(県民経済計算・総固定資本形成うち公的うち一般政府)×(一般政府の投資額に関する課税比率)

県民経済計算

政府サービス生産者 総固定資本形成うち
うち公務中間投入額 公的うち一般政府
H19年度(百万円) H19年度(百万円)

522,973

578,209

1,030,480

(7) 地方消費税の課税標準額【LOCBASE】の算出

(1)～(6)の課税標準推計額を合計し、当該都道府県における地方消費税の課税標準額【LOCBASE】を推計する。

神奈川県集計

項目	金額 (百万円)	項目
CEBASE	11,043,144	民間消費支出 (課税分)
HOUSINGBASE	1,302,039	民間資本形成 (課税分)
FIBASE	283,678	金融・保険業 (非課税分)
RENTBASE	180,597	不動産業 (非課税分)
EMWBASE	1,222,487	教育・医療・福祉等 (非課税分)
PSBBASE	1,030,480	公共部門 (非課税分)
LOCBASE	15,062,425	

以上の分析を47都道府県について行い、都道府県ごとの地方消費税の課税標準額 (LOCBASE) を算出した上で、これらの合計額 (全国ベース) を算出する。

一方、現実のマクロ税収配分においては、マクロデータによって推計された課税標準額と実際に賦課・徴収された地方消費税額 (D) は、免税点制度や、簡易課税制度、税の脱漏等の要因により一致しない。したがって、算出した各都道府県の課税標準額に基づき、都道府県ごとのシェア (A) を求め、これに地方消費税額 (D) を乗じ、各都道府県に配分する地方消費税額を算定する。

各都道府県に帰属すべき地方消費税額

$$= \text{実際の地方消費税額 (全国ベース) (D)} \times \text{都道府県ごとのシェア (A)}$$

<例> 神奈川県

- ・ マクロデータによって推計された課税標準額=15,062,425(百万円)
- ・ 各都道府県の課税標準額の和(全国ベース)=217,005,289(百万円)
- ・ 産業連関表に基づく清算基準におけるシェア (A) =15,062,425/217,005,289=6.94・・・ (%)
- ・ 神奈川県に帰属すべき地方消費税額 = (D) × (A)
=2,488,700 (百万円) ×6.94・・・ (%)
=172,742(百万円)

都道府県産業連関表に基づく地方消費税の配分シミュレーション

(単位：百万円)

番号	都道府県	民間消費支出 CEBASE ①	民間資本形成 HOUSINGBASE ②	金融・保険業 FIBASE ③	不動産業 RENTBASE ④	教育・医療・福祉 EMWBASE ⑤	公共部門 PSBBASE ⑥	産業連関表・県民 経済計算より算出 した地方消費税の 賦課標準額合計 ⑦(=①-⑥の合計)	産業連関表に 基づく消費基準 におけるシェア (%)	左の地方 消費税額 【1%】	現行の消費基準 におけるシェア (%)	現行の地方 消費税額 【1%】	地方消費税額の 増減 (A-B) 【1%】
1	北海道	7,286,374	528,466	242,940	124,818	994,640	1,412,668	10,589,906	4.8800220717201	121,449	4.4709827671220	111,269	10,180
2	青森	1,208,023	99,630	40,835	17,247	231,212	297,414	1,894,361	0.8729561425574	21,725	1.0574013000401	26,316	△ 4,590
3	岩手	1,351,454	177,121	48,869	20,378	207,824	307,182	2,052,827	0.9459853302020	23,943	0.9889533020202	24,612	△ 1,069
4	宮城	2,411,613	272,324	67,456	39,546	331,190	431,373	3,553,502	1.6375186136592	40,753	1.8354492898976	45,679	△ 4,926
5	秋田	1,299,874	91,399	31,430	15,444	178,533	319,207	1,875,887	0.8644298899596	21,513	0.8236979741884	20,499	△ 1,014
6	山形	983,473	96,230	38,502	17,605	185,361	283,089	1,604,259	0.7392718432775	18,398	0.8619339273612	21,451	△ 3,053
7	福島	2,071,620	178,760	73,248	26,420	369,168	364,172	3,022,980	1.3930443879642	34,669	1.5003194260947	37,338	△ 2,670
8	茨城	3,134,266	403,407	85,089	40,968	363,108	691,286	4,738,123	2.1834136033431	54,339	2.1742824060947	54,111	227
9	栃木	2,194,925	282,008	62,042	28,241	368,474	313,663	3,189,352	1.4697116437563	36,577	1.5761396008427	39,225	△ 2,649
10	群馬	2,194,862	255,469	68,474	28,872	302,586	272,517	3,123,780	1.4394948687172	35,825	1.5363473578640	38,235	△ 2,410
11	埼玉	7,057,406	1,006,003	218,750	133,435	607,246	965,215	10,288,055	4.7409236186866	117,987	4.7409236186866	115,938	2,050
12	千葉	7,268,974	1,011,022	175,863	101,386	683,439	738,361	9,979,045	4.5985261677194	114,444	4.2568161322331	105,939	8,504
13	東京	17,241,790	2,178,952	1,804,882	630,435	3,619,334	4,171,746	29,647,140	13.6619435114321	340,005	13.8132506049810	343,770	△ 3,766
14	神奈川	11,043,144	1,302,039	283,678	180,597	1,222,487	1,030,480	15,062,425	6.9410405015520	172,742	6.3995712449984	159,266	13,476
15	新潟	2,454,586	290,354	83,728	41,450	361,433	569,281	3,800,831	1.7514923334426	43,589	1.8431451855873	45,870	△ 2,281
16	富山	1,649,723	133,927	44,172	18,082	197,273	235,534	2,282,208	1.0516831228017	26,173	0.8290658250452	20,633	5,540
17	石川	1,248,828	137,656	47,474	21,696	237,854	276,921	1,967,127	0.9064880441693	22,560	0.9062384447700	23,051	△ 492
18	福井	885,185	84,928	31,559	8,302	134,025	238,647	1,382,646	0.6371485259053	15,857	0.6321639251980	15,733	124
19	山梨	911,655	96,520	28,248	12,508	145,144	1,451,484	0.6688703333862	0.6688703333862	16,646	0.6760840280909	16,826	△ 180
20	長野	2,425,471	275,431	77,883	39,055	287,482	388,101	3,493,424	1.6098335741485	40,064	1.7473410643118	43,486	△ 3,422
21	岐阜	2,216,385	259,584	75,723	26,904	336,491	332,753	3,323,753	1.5316460789119	38,118	1.5526028474863	38,640	△ 522
22	静岡	4,174,178	568,718	154,557	65,621	512,977	639,009	6,115,061	2.8179317566121	70,130	3.0687038831553	76,371	△ 6,241
23	愛知	11,092,362	1,155,181	306,046	133,059	1,071,973	1,086,442	14,845,064	6.8408765834274	170,249	6.1594705882632	153,291	16,958
24	三重	2,506,349	254,992	65,595	33,768	311,437	324,653	3,496,794	1.6113865316896	40,103	1.3858086231341	44,431	△ 5,671
25	滋賀	1,307,814	200,644	43,754	26,603	187,425	1,953,988	0.9004333530322	0.9004333530322	22,409	0.9231830190492	22,975	△ 566
26	京都	2,675,758	307,807	102,060	41,593	434,628	405,873	3,967,719	1.8288973745876	45,503	2.1111010868944	52,539	△ 7,036
27	大阪	11,130,905	1,073,018	391,373	196,729	1,698,140	1,000,401	15,490,565	7.1383352320044	177,652	7.3282360676935	182,378	△ 4,726
28	兵庫	6,084,872	613,107	194,663	95,720	889,856	724,596	8,602,814	3.9643337909612	98,660	4.0077252749196	99,740	△ 1,080
29	奈良	1,532,827	158,608	43,726	19,513	220,114	170,551	2,145,339	0.9886113881768	24,604	0.8583790263309	21,362	3,241
30	和歌山	1,091,671	98,503	42,175	13,341	151,721	230,645	1,628,055	0.7502374746267	18,671	0.678453820835	16,885	1,786
31	鳥取	580,944	51,618	19,759	6,186	113,152	157,385	929,044	0.4281204408801	10,655	0.4510780334997	11,226	△ 571
32	島根	740,951	57,423	22,890	9,786	132,488	287,482	1,231,021	0.5672769570146	14,118	0.5224813481826	13,003	1,115
33	岡山	2,104,413	218,153	66,465	27,216	327,188	323,805	3,067,241	1.4134406650337	35,176	1.4213430790965	35,373	△ 197
34	広島	3,045,009	323,072	123,094	44,887	585,606	636,287	4,707,925	2.1694978194842	53,992	2.2137068762087	55,093	△ 1,100
35	山口	1,665,246	131,822	47,952	17,061	262,092	294,624	2,408,798	1.1100181065172	27,625	1.0267824540859	25,554	2,071
36	徳島	792,936	76,249	28,092	10,527	160,386	186,974	1,255,164	0.5784024923005	14,395	0.5614478771813	13,973	422
37	香川	1,086,825	110,068	39,348	15,271	171,417	149,645	1,572,573	0.7245703558456	18,035	0.795153329916	19,789	△ 1,754
38	愛媛	1,471,149	144,471	43,558	17,163	309,738	219,643	2,205,722	1.0164369772573	25,296	1.0071300153684	25,064	232
39	高知	883,658	57,097	25,494	9,942	171,501	183,464	1,331,156	0.6134209956238	15,266	0.6134209956238	14,102	1,165
40	福岡	4,938,926	555,951	177,243	86,239	971,443	756,318	7,486,121	3.4497412641403	85,854	3.9298664104828	97,803	△ 11,949
41	佐賀	771,290	80,667	26,609	8,454	145,445	178,916	1,211,361	0.5582172699947	13,892	0.6136552093515	15,272	△ 1,380
42	長崎	1,380,944	92,869	38,769	17,312	272,127	288,578	2,090,599	0.9633861965457	23,976	1.0323714456518	25,693	△ 1,717
43	熊本	1,680,119	165,909	49,749	22,833	346,526	317,804	2,582,941	1.1902663810189	29,622	1.3692166004179	34,076	△ 4,454
44	大分	1,316,853	118,930	39,064	15,801	245,105	256,114	1,991,867	0.9178868879573	22,843	0.9209568572397	22,920	△ 76
45	宮崎	1,147,214	87,417	30,187	12,785	187,141	259,481	1,724,494	0.7945763269416	19,777	0.8386144297896	20,871	△ 1,093
46	鹿児島	1,796,825	132,573	52,893	19,355	345,094	429,347	2,776,086	1.2792711241245	31,837	1.1983080062668	29,822	2,015
47	沖縄	1,059,898	136,885	25,496	15,747	282,430	344,206	1,864,662	0.8592703010110	21,385	0.8521545770934	21,208	177
計		146,459,567	16,122,982	5,832,652	2,555,852	22,081,148	23,953,091	217,005,289	100.0000000000000	2,488,700	100.0000000000000	2,488,700	0

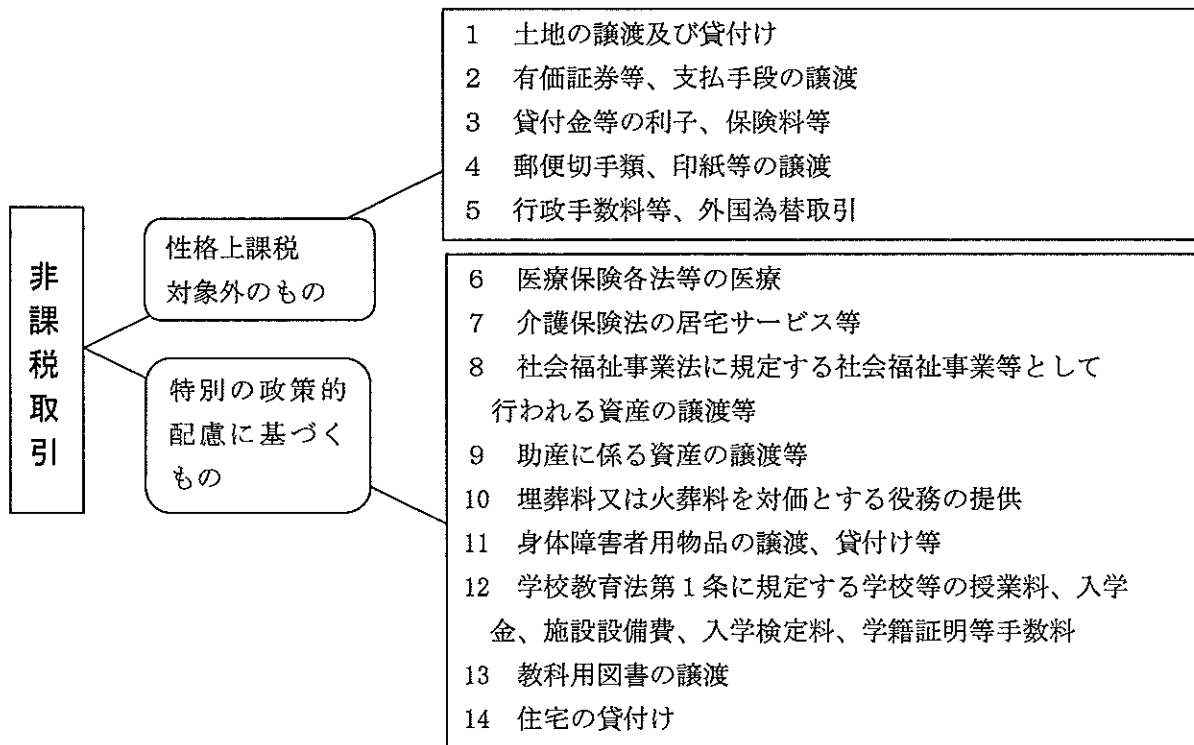
備考 1 ①～⑦については、平成17年の都道府県産業連関表（和歌山県は平成12年）及び平成19年の各都道府県の国民経済計算表を使用して算出。
備考 2 地方消費税額については、平成22年度地方財政計画概算ベース、現行の消費基準におけるシェアは平成21年2月算出額のものを使用して算出。

(参考1)

○ 非課税取引の分類

- ① 国内取引の中で、消費に対して負担を求める税の性格上、課税対象外のもの。
- ② 政策上、課税とすることが不相当であると考えられるもの。

図 非課税取引 (「図説 日本の税制(平成21年度版)」より抜粋)



○ 非課税取引の取扱い

非課税取引に関しては、その売上について課税標準額から除き、仕入については課税標準推計額に加える。

- ・ 売上に係る取引は課税対象とならないため、税額は発生しない。
- ・ 非課税取引では、売上に対応する仕入税額控除は制度上否認されるため、非課税取引の売上に対応する仕入の部分は、課税対象として課税標準推計額に加算されなければならない。

○ 国・地方公共団体等における特例

国・地方公共団体等の一般会計における支出について、本来課税取引に対応する仕入の部分は課税対象として課税標準推計額に加算されなければならない。

- ・ 租税、補助金等の対価性のない収入によって賄われる課税収入等は、課税売上のコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つ。
- ・ 仕入税額控除制度は税の累積を排除するための制度であり、対価性のない収入を原資とする課税仕入等に係る税額を課税売上に係る消費税の額から控除することには合理性がなく、対価性のない収入により賄われる課税仕入等に係る税額は、仕入税額控除の対象から除外。
- ・ 国及び地方公共団体の一般会計における支出は、消費税額の申告義務はなく支出に係る仕入税額控除は制度上否認され、非課税取引として扱われるため、非課税取引に対応する仕入の部分は課税対象外。

(参考2) 生産者価格から購入者価格への修正について

産業連関表は「生産者価格」を用いているが、県民経済計算では「購入者価格」を用いているので、産業連関表データをマージン調整によって購入者価格へ修正する。

購入者価格【県】(G)

= 生産者価格【県】(F) + 商業マージン【県】(H) + 運輸マージン【県】(I)

- 商業マージン【県】(H) = 生産者価格【県】(F) × 商業マージン率【国】(D)
- 商業マージン率【国】(D) = 商業マージン【国】(B) ÷ 生産者価格【国】(A)
- 運輸マージン【県】(I) = 生産者価格【県】(F) × 運輸マージン率【国】(E)
- 運輸マージン率【国】(E) = 運輸マージン【国】(C) ÷ 生産者価格【国】(A)

	国データ				国マージン率		都道府県データ			
	購入者価格	生産者価格	商業マージン	運輸マージン	商業マージン	運輸マージン	生産者価格	購入者価格	商業マージン	運輸マージン
産業連関表108分類	産業連関表108分類のうち民間消費支出						22,286,724	22,286,724	3,407,265	195,991
001 狩猟農業	4495674	2458831	1799009	237834	0.731652155	0.096726453	188,289	344,264	137,762	18,213
002 畜産	326030	207514	111110	7406	0.535433754	0.035689158	14,754	23,181	7,900	527
003 農業サービス	285045	285045	0	0	0	0	26,161	26,161	0	0
004 林業	270511	164033	100197	6281	0.610834405	0.038291076	11,638	19,028	7,048	442
005 漁業	769844	367120	374591	18133	1.020350294	0.049392569	22,709	47,001	23,171	1,122
006 金属鉱物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
007 非金属鉱物	-7783	-8025	217	25	-0.027040498	-0.003116265	5	5	0	0
008 石炭・原油・天然ガス	118	23	89	1	3.889565217	0.043478261	0	0	0	0
009 食料品	29101602	17862966	10472912	765724	0.688291886	0.042866565	1,293,663	2,110,841	759,637	55,541
010 飲料	9499192	5728451	3366616	404126	0.687700769	0.070547169	448,692	744,043	263,697	31,654

(↓以下、108項目までデータ引用)

※ 引用データ

- ・ 生産者価格【国・県】…産業連関表【国・県】生産者価格評価表の民間消費支出
- ・ 商業マージン【国・県】…産業連関表【国・県】商業マージン表の民間消費支出
- ・ 運輸マージン【国・県】…産業連関表【国・県】運輸マージンの民間消費支出

(参考3) 引用データ「産業連関表の民間消費支出」

107	108	109	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	県内総固定資本形成(公的)	県内総固定資本形成(民間)	在庫純増	県内最終需要計
事務用品	分類不明	内生部門計	3,323	188,289	0	0	0	524	1,723	193,859
0	0	378,884	0	14,754	0	0	0	2,734	21	17,609

↓ 以下、108項目までデータ引用

(参考4) 消費税の非課税部門について

金融・保険、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)、自家輸送、公務、教育、医療・保険、社会保障、介護、その他の公共サービス

(参考5) 引用データ「県民経済計算の民間消費支出10分類」(例)神奈川県

5 県内総生産(支出側、名目)

実数

(単位:百万円)

項目	平成8年度 1996	…中略…	平成18年度 2006	平成19年度 2007	
1 民間最終消費支出	18,314,142		19,259,706	19,715,022	1
(1) 家計最終消費支出	18,063,144		18,870,796	19,344,546	(1)
a 食料費	4,129,893		3,888,295	3,908,414	a
b 住居費	4,534,816		5,480,006	5,538,350	b
c 光熱・水道費	669,317		764,534	795,113	c
d 家具・家事用品費	480,189		436,482	455,342	d
e 被服および履物費	889,711		828,977	845,164	e
f 保健医療費	517,255		692,011	709,274	f
g 交通・通信費	1,948,815		2,120,629	2,121,107	g
h 教育費	677,974		393,187	418,241	h
i 教養娯楽費	2,273,573		2,299,236	2,441,134	i
j その他の消費支出	1,941,601		1,967,439	2,112,407	j
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	250,998		388,910	370,476	(2)
2 政府最終消費支出	3,890,203		4,639,602	4,696,942	2
3 総資本形成	8,129,062		7,064,514	6,477,694	3

10分類に対応する値

(参考6) 具体例「神奈川県について手順⑤⑥を行った場合」(単位:百万円)

- a) 食料に係る民間消費支出 = $3,908,414 \times (4,689,305 / 4,923,771) = \underline{3,722,299}$
- b) 住居に係る民間消費支出 = $5,538,350 \times (0 / 5,285,704) = \underline{0}$
- c) 光熱・水道に係る民間消費支出 = $795,113 \times (637,907 / 669,802) = \underline{757,250}$
- d) 家具・家事用品に係る民間消費支出 = $455,342 \times (2,712,725 / 2,848,362) = \underline{433,659}$
- e) 被服及び履物に係る民間消費支出 = $845,164 \times (763,908 / 802,103) = \underline{804,918}$
- f) 保健医療に係る民間消費支出 = $709,274 \times (81,523 / 794,912) = \underline{72,740}$
- g) 交通・通信に係る民間消費支出 = $2,121,107 \times (2,045,836 / 2,148,128) = \underline{2,020,102}$
- h) 教育に係る民間消費支出 = $418,241 \times (6,170 / 592,810) = \underline{4,353}$
- i) 教養娯楽に係る民間消費支出 = $2,441,134 \times (2,093,171 / 2,197,829) = \underline{2,324,890}$
- j) その他の消費支出に係る民間消費支出 = $2,112,407 \times (864,846 / 2,023,303) = \underline{902,933}$
- a) ~ j) の和が民間消費支出に関する課税標準推計額 (C E B A S E) = $\underline{11,043,144}$

(参考7) 土地・建物に対する一般的な付加価値税の取扱い

「国民(地域)経済計算」体系では、土地の譲渡は付加価値を生まないと考えられており、土地・建物に関する付加価値税の原則は、土地の譲渡は非課税、新築住宅の譲渡・改築・不動産手数料は課税、中古建物は非課税である。企業が購入する建物については、課税の上、投資として仕入額控除される。

マクロ税収配分方式では、基本的に最終消費者である個人が購入した住宅投資分、すなわち民間居住用住宅投資のみが課税標準として算入される。

(参考8) 民間住宅投資額引用データ「108分類後の産業連関表・県内総固定資本形成(民間)」

107 事務用品	108 分類不明	109 内生部門計	家計外 消費支出	民間消費支出	一般政府消費 支出	一般政府消費 支出(社会資 本等被耗分)	県内総固定 資本形成 (公的)	県内総固定 資本形成 (民間)	在庫純増	県内最終需要 計
0	0	378,884	3,323	188,289	0	0	0	524	1,723	193,859
0	0	114,854	0	14,754	0	0	0	2,734	21	17,609

以下、108項目までデータ引用

(参考9) 新築の居住用住宅投資額(県民経済計算・総固定資本形成うち民間住宅)のみが課税標準推計額として算入される理由

- 民間住宅投資額
= 各都道府県の住宅投資額(居住専用建築物・居住産業併用建築物含む) - 公的住宅投資額
 - 民間住宅投資額 - 居住用産業併用投資額 = 新築の居住用住宅投資額
 - 民間住宅投資額に関する消費税の取扱い
 - ① 対家計民間非営利団体住宅投資
 - ② 家計(個人)住宅投資
 - ③ 法人住宅投資
- ①・②は最終的に個人が耐久消費財として消費
→ 消費税の課税対象

民間住宅投資額は全額消費税の課税対象(本シミュレーションでは全額算入)

県民経済計算・新築の居住用住宅投資額(総固定資本形成うち民間住宅)のみ課税標準に算入

(参考10) 新築の居住用住宅投資引用データ「県民経済計算の総固定資本形成うち民間住宅」

5 県内総生産(支出側、名目)	実 数				(単位:百万円)
	平成8年度 1996	…中略…	平成18年度 2006	平成19年度 2007	
1 民間最終消費支出	18,314,142		19,259,706	19,715,022	1
2 政府最終消費支出	3,890,203		4,639,602	4,696,942	2
3 総資本形成	8,129,062		7,064,514	6,477,694	3
(1) 総固定資本形成	7,971,592		6,879,154	6,478,300	(1)
a 民間	6,322,450		5,971,162	5,784,056	a
(a) 住宅	1,965,909		1,611,623	1,367,141	(a)
(b) 企業設備	4,356,541		4,359,539	4,356,915	(b)

(参考11) 「産業連関表」の中間投入額(金融・保険業の仕入額データ)

産業連関表は、全ての商品について投入産出構造を把握することから、金融・保険業の仕入額についても投入商品ごとに中間投入が示され、その額の合計額として中間投入額が示されている。

(参考12) 引用データ「産業連関表の金融保険業に係る中間投入額」

生産者価格評価表 (108部門分類)	072	073	074	075	076	077
	廃棄物処理 (略)	商業	金融・保険	不動産仲介及 び賃貸	住宅賃貸料	住宅賃貸料 (帰属家賃)
001 耕種農業	0	650	0	3	1	3
002 畜産	0	0	0	0	0	0
003 農業サービス	0	0	0	0	0	0

以下、108項目までデータ引用

(参考13) 金融機関における課税標準について

消費税法では、金融・保険業の貸付け業務、預金業務など金融資産の取引は非課税取引とされている。

したがって、金融機関の取引の多くは、仕入に伴う税額控除が否認される。しかしながら、当該金融機関により消費税は負担・納税されているので、非課税取引に伴い否認された仕入税額に対応する取引額を課税標準推計額に算入することとなる。

金融機関の課税標準推計額は、課税取引である手数料等の収入に対応した仕入税額分と、非課税取引である貸付、預金業務に伴う否認された仕入額に対応した仕入税額分がある。

そこで、推計に当たっては、金融機関の活動を課税取引と非課税取引に区分して、非課税取引に係る仕入分を県に帰属すべき金融機関の課税標準推計額として算入する必要がある。

なお、金融機関が行う預金口座の開設や決済業務による手数料等の収入は課税取引であり、このような金融サービスに係る売上は課税売上として課税されるが、最終的には家計部門によって消費されることから、民間最終消費支出における課税標準推計額においてその負担帰属が推計されている。

(参考14) 一括比例配分方式・非課税仕入割合（EX）について

消費税法では、課税及び非課税取引が混在する場合、仕入額を区分する方法として、2つの方法が認められている。

○ 個別対応方式

課税仕入等に係る消費税額を課税売上、非課税売上、両者に共通のものにそれぞれ区分して、控除できる消費税額と、控除できない消費税額を求める方法。

○ 一括比例配分方式

課税売上割合に比例して非課税仕入割合を算定し、控除できる消費税額と、控除できない消費税額を決定する方法。

本シミュレーションでは、単純化のため一括比例配分方式を選択している。

原則として、産業連関表において非課税仕入割合を算定すべきだが、産業連関表では帰属利子と受取利子は各産業に配分されているので、公表データから直接非課税仕入割合を算定することは困難である。

これに対し、県民経済計算では、帰属利子を各産業に配分せず一括して中間投入として計上し、国内総生産から帰属利子を一括控除している。

したがって、県民経済計算より、金融・保険業の国内総生産（帰属利子＋受取手数料）に対する非課税取引額（帰属利子）を示す非課税仕入割合を算定することが可能となる。

(参考15) 一括比例配分方式に基づく課税比率 (TX) と非課税仕入割合 (EX)

1. 控除可能な仕入税額控除額算定法 (課税売上割合が95%未満の場合)

$$\text{仕入税額控除額} = \text{課税仕入等の税額} \times \text{課税売上割合} \dots \dots \dots (1)$$

$$\text{課税仕入等の税額} = \text{税率} \times \text{仕入額} \times \text{仕入に係る課税比率} \dots \dots \dots (2)$$

(1) 式に (2) 式を代入すると、

$$\text{仕入税額控除額} = \text{税率} \times \text{仕入額} \times \text{仕入に係る課税比率} \times \text{課税売上割合} \dots \dots (3)$$

となり、この仕入税額控除額が控除可能となる。

2. 控除不可能となる仕入税額控除額算定法 (課税売上割合が95%未満の場合)

$$\text{控除不可能な仕入税額控除額} = \text{課税仕入等の税額} \times \text{非課税売上割合} \dots \dots (4)$$

$$\text{課税仕入等の税額} = \text{税率} \times \text{仕入額} \times \text{仕入に係る課税比率} \dots \dots \dots (2)$$

(4) 式に (2) 式を代入すると、

$$\begin{aligned} &\text{控除不可能な仕入税額控除額} \\ &= \text{税率} \times \text{仕入額} \times \text{仕入に係る課税比率} \times \text{非課税売上割合} \dots \dots \dots (5) \end{aligned}$$

この (5) 式より得られる仕入税額控除額が控除不可能となる。

したがって、非課税部門において仕入税額控除が不可能となる課税標準額推計額は、仕入額×仕入に係る課税比率×非課税売上割合となる。

※ 本シミュレーションにおいては、仕入に係る課税比率をTX、非課税仕入割合をEXと表記している。

(参考16) EXに係る引用データ「国民経済計算(名目)経済活動別の国内総生産・要素所得(H19)」

2. 経済活動別の国内総生産・要素所得
(単位: 10億円)

経済活動の種類 \ 項目	平成19暦年 (2007)		名目 国内総生産 (生産者価格表示) (3)=(1)-(2)
	産出額 (生産者価格表示) (1)	中間投入 (2)	
1. 産 業	919,402.2	447,449.0	471,953.2
(1) 農林水産業	13,926.7	6,600.9	7,325.8
(2) 鉱 業	992.0	644.0	348.0
(3) 製 造 業	341,598.2	232,508.6	109,089.6
(4) 建 設 業	69,886.9	38,443.4	31,443.6
(5) 電気・ガス・水道業	23,954.1	13,674.2	10,280.0
(6) 卸売・小売業	98,835.4	28,929.5	69,905.9
(7) 金融・保険業	48,108.9	13,791.7	34,317.2
(8) 不動産業	68,028.2	6,736.2	61,292.0
(9) 運輸・通信業	60,403.2	26,273.5	34,129.6
(10) サービス業	193,668.7	79,847.0	113,821.7
2. 政府サービス生産者	64,604.0	16,852.2	47,751.8
(1) 電気・ガス・水道業	7,381.8	2,119.7	5,262.1
(2) サービス業	15,626.1	2,405.7	13,220.5
(3) 公 務	41,596.1	12,326.8	29,269.3
3. 対家計民間非営利サービス生産者	14,722.1	4,025.1	10,697.0
(1) サービス業	14,722.1	4,025.1	10,697.0
小 計	998,728.3	468,326.3	530,402.0
輸入品に課される税・関税	5,711.7	-	5,711.7
(控除) 総資本形成に係る消費税	3,680.1	0.0	3,680.1
帰属利子	0.0	23,260.0	-23,260.0
合 計	1,000,759.9	491,586.3	509,173.7

(参考17) 引用データ「県民経済計算・金融保険業中間投入」

1 経済活動別県内総生産（生産側）及び要素所得
平成19年度

経済活動の種類	生産者価格 表示の 産出額	中間投入
	①	②
1 産業	56,755,127	26,962,837
(1) 農林水産業	102,984	47,108
① 農業	85,074	38,773
② 林業	1,136	548
③ 水産業	16,774	7,787
(2) 鉱業	10,036	5,696
(3) 製造業	20,579,699	13,936,739
(4) 建設業	3,337,789	1,873,853
(5) 電気・ガス・水道業	1,561,474	1,033,858
(6) 卸売・小売業	5,796,085	1,709,734
(7) 金融・保険業	2,228,806	667,230
(8) 不動産業	6,001,735	578,179
(9) 運輸・通信業	4,110,381	1,876,898
(10) サービス業	13,026,138	5,233,542

(参考18) 不動産業における課税標準推計額について

不動産業における課税標準推計額は、不動産業における非課税取引に伴って仕入税額控除が否認されるため課税標準推計額として算入が必要となる項目である。

不動産業については、以下①②が非課税取引とされている。

- ① 性格上、非課税とされている土地の譲渡及び貸付け
- ② 政策的配慮に基づく居住住宅の貸付料

したがって、不動産業における非課税取引に伴う仕入税額は、仕入段階において消費税を負担しているにも関わらず、仕入税額控除が否認される。その結果、不動産業において、負担した仕入税額に対応する取引額が課税標準推計額として算入される。

(参考19) 不動産業の仕入額引用データ「108分類後の産業連関表・不動産業の中間投入額」

生産者価格評価表 (108部門分類)	072	073	074	075	076	077
	廃棄物処理	商業	金融・保険	不動産仲介及び貸貸	住宅賃貸料	住宅賃貸料 (帰属家賃)
001 耕種農業	0	650	0	3	1	3
002 畜産	0	0	0	0	0	0
003 農業サービス	0	0	0	0	0	0

以下、108項目までデータ引用

事業不動産を賃貸する不動産賃貸は、本来課税取引として「075不動産仲介及び貸貸」から除外して考えるべきであるが、不動産仲介・管理業と不動産賃貸業を区別するには、産業連関表・基本分類レベルでのデータが必要であり、現在多くの都道府県では公表していないため、不動産賃貸業のみを除外することができない。

(参考20) E X引用データ・全国版「産業連関表・列部門別統合品目別細品目別国内生産額表」
(平成17年 総務省統計局作成)

統合品目コード	統合品目名	品目コード	品目名	単位	生産数量	単価(円)	生産額(百万円)
i 64110110	不動産仲介・管理業	6411011001	不動産仲介業等				1185600
64110110	不動産仲介・管理業	6411011002	不動産管理業				2182113
ii 64110210	不動産賃貸業	6411021001	不動産賃貸業				5229612
iii 64210110	住宅賃貸料	6421011001	住宅賃貸料				11929791
64220110	住宅賃貸料(帰属家賃)	6422011001	住宅賃貸料(帰属家賃)				45678819

主として事業不動産を賃貸する不動産賃貸業は課税取引事業者として取扱い、また、住宅賃貸料(帰属家賃)は自己住宅所有者によって自己消費されるものとして考慮外とする。

(参考21) 引用データ「県民経済計算・不動産業の中間投入額」

1 経済活動別県内総生産(生産側)及び要素所得〔平成19年度〕

経済活動の種類	生産者価格表示の	
	生産額	中間投入
	①	②
1 産業	56,755,127	26,962,837
(1) 農林水産業	102,984	47,108
(2) 鉱業	10,036	5,696
… (略) …	… (略) …	… (略) …
(7) 金融・保険業	2,228,806	667,230
(8) 不動産業	6,001,735	578,179
(9) 運輸・通信業	4,110,381	1,876,898

(参考22) 引用データ「産業連関表・サービス業及び教育・医療・福祉等に関する中間投入」

(A) サービス業に関する中間投入額(92~106)の和

091	092	093	094	095	096	097	098	099	100	101	102	103	104	105	106	107
公務	教育	研究	医療・保健	社会保障	介護	その他の公共サービス	広告	物品賃貸サービス	自動車・機械修理	その他の対客サービス	鉄道サービス	飲食店	宿泊業	洗濯・理容・美容・浴場業	その他の対個人サービス	事務用品
41	124	0	2,954	1,868	2,544	333	0	23	0	2	879	26,624	5,217	33	2,347	0
3	3	3,127	450	338	742	0	0	0	0	0	1	7,851	992	0	55	0
0	443	0	0	0	0	0	0	0	0	0	473	0	0	0	0	0

(B) (C) (D) (E) 以下108項目までデータ引用

(B) ~ (E) 教育・医療・福祉等に関する中間投入額(92・94~96)の和

(参考23) 引用データ「県民経済計算・サービス業に係る中間投入額」

1 経済活動別県内総生産(生産側)及び要素所得
平成19年度

経済活動の種類	生産者価格表示の	
	生産額	中間投入
	①	②
1 産業	56,755,127	26,962,837
(1) 農林水産業	102,984	47,108
(2) 鉱業	10,036	5,696
(3) 製造業	20,579,699	13,936,739
(4) 建設業	3,337,789	1,873,853
(5) 電気・ガス・水道業	1,561,474	1,033,858
(6) 卸売・小売業	5,796,085	1,709,734
(7) 金融・保険業	2,228,806	667,230
(8) 不動産業	6,001,735	578,179
(9) 運輸・通信業	4,110,381	1,876,898
(10) サービス業	13,026,138	5,233,542

(参考24) 一般政府の公務サービスに係る仕入額の取扱い

国、地方公共団体等の取引（事業活動）は、原則課税扱いとされるが、消費税法第60条（国、地方公共団体等に対する特例）において、特例規定が設けられている。

このため、国、地方公共団体等の取引における地方消費税の課税標準は、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外される。

特に、国・地方の一般会計における財政支出は、消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととし、実際上は非課税取引として扱われている。

(参考25) 引用データ「産業連関表・公務部門の中間投入及び国内総固定資本形成(公的)」

生産者価格評価表 (108部門分類)	089	090	091	一般政府消費 支出	一般政府消費 支出(社会資 本等減耗分)	県内総固定 資本形成 (公的)	県内総固定 資本形成 (民間)
	インターネット 付随サービス	映像・文字情 報制作	公務				
001 耕種農業	0	0	41	0	0	0	524
002 畜産	(略)	0	3	(略)	0	0	2,734
003 農業サービス	0	0	0	0	0	0	0

以下、108項目までデータ引用

(参考26) 引用データ「県民経済計算の政府サービス生産者うち公務中間投入額、及び総固定資本形成うち公的うち一般政府」

1 経済活動別県内総生産（生産側）及び要素所得
平成19年度

経済活動の種類	生産者価格 表示の 産出額	中間投入
	①	②
1 産 業	56,755,127	26,962,837
(1) 農林水産業	102,984	47,108
…(略)…		
2 政府サービス生産者	3,188,381	766,470
(1) 電気・ガス・水道業	499,988	104,233
(2) サービス業	737,519	139,264
(3) 公 務	1,950,874	522,973

5 県内総生産（支出側、名目） 実 数 (単位：百万円)

項 目	平成8年度	…中略…	平成19年度
	1996		2007
1 民間最終消費支出	18,314,142		19,715,022
2 政府最終消費支出	3,890,203		4,696,942
3 総資本形成	8,129,062		6,477,694
(1) 総固定資本形成	7,971,592		6,478,300
a 民間	6,322,450		5,724,056
(a) 住宅	1,965,909		1,367,141
(b) 企業設備	4,356,541		4,356,915
b 公 的	1,649,142		754,244
(a) 住宅	83,289		28,019
(b) 企業設備	307,716		148,016
(c) 一般政府	1,258,137		578,209
(2) 在庫品増加	157,470		△606